

5-5 鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況(近畿管内)

令和4年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況

令和5年3月31日現在

事業者名	1日あたりの平均利用者が3千人以上の駅数					(参考) 駅数	全駅	
	駅数 A	段差が解消されている駅			駅数		段差が解消されている駅	
		B	B/A*100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅 C			C/A*100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅
JR東海	3	3	(100%)	3	(100%)	6	3	3
JR西日本	256	249	(97%)	248	(97%)	492	316	315
<b>JR旅客会社2社 小計</b>	<b>259</b>	<b>252</b>	<b>(97%)</b>	<b>251</b>	<b>(97%)</b>	<b>498</b>	<b>319</b>	<b>318</b>
近畿日本鉄道	118	110	(93%)	110	(93%)	181	126	126
南海電気鉄道	58	56	(97%)	55	(95%)	100	65	64
京阪電気鉄道	62	61	(98%)	61	(98%)	88	67	67
阪急電鉄	87	82	(94%)	82	(94%)	87	82	82
阪神電気鉄道	46	46	(100%)	46	(100%)	49	46	46
<b>大手民鉄5社 小計</b>	<b>371</b>	<b>355</b>	<b>(96%)</b>	<b>354</b>	<b>(95%)</b>	<b>505</b>	<b>386</b>	<b>385</b>
京都市交通局	31	31	(100%)	31	(100%)	31	31	31
大阪市高速電気軌道 (南港ポートタウン線を除く)	100	100	(100%)	94	(94%)	100	100	94
神戸市交通局	25	19	(76%)	18	(72%)	26	20	19
<b>地下鉄3社局 小計</b>	<b>156</b>	<b>150</b>	<b>(96%)</b>	<b>143</b>	<b>(92%)</b>	<b>157</b>	<b>151</b>	<b>144</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>786</b>	<b>757</b>	<b>(96%)</b>	<b>748</b>	<b>(95%)</b>	<b>1,160</b>	<b>856</b>	<b>847</b>
<b>中小民鉄、路面電車等小計</b>	<b>93</b>	<b>91</b>	<b>(98%)</b>	<b>91</b>	<b>(98%)</b>	<b>370</b>	<b>181</b>	<b>181</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>879</b>	<b>848</b>	<b>(96%)</b>	<b>839</b>	<b>(95%)</b>	<b>1,530</b>	<b>1,037</b>	<b>1,028</b>

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

2. 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。

3. 段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。

4. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

5. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

6. ()内は、3千人以上の駅に対する割合(%)を示している。

令和4年度末 鉄軌道駅における誘導ブロック設置状況

令和5年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日あたりの平均利用者が3千人以上の駅数	視覚障害者誘導用ブロックを敷設している駅数			移動円滑化基準第9条に適合したブロックを敷設している駅数		
			うち3千人以上の駅数	3千人以上の駅に対する割合(%)		うち3千人以上の駅数	3千人以上の駅に対する割合(%)	
JR東海	6	3	6	3	100%	1	1	33%
JR西日本	492	256	347	255	100%	178	130	51%
<b>JR旅客会社2社 小計</b>	<b>498</b>	<b>259</b>	<b>353</b>	<b>258</b>	<b>100%</b>	<b>179</b>	<b>131</b>	<b>51%</b>
近畿日本鉄道	181	118	134	117	99%	7	7	6%
南海電気鉄道	100	58	70	57	98%	16	13	22%
京阪電気鉄道	88	62	85	59	95%	12	10	16%
阪急電鉄	87	87	87	87	100%	14	14	16%
阪神電気鉄道	49	46	49	46	100%	13	13	28%
<b>大手民鉄5社 小計</b>	<b>505</b>	<b>371</b>	<b>425</b>	<b>366</b>	<b>99%</b>	<b>62</b>	<b>57</b>	<b>15%</b>
京都市交通局	31	31	31	31	100%	4	4	13%
大阪市高速電気軌道 (南港ポートタウン線を除く)	100	100	100	100	100%	7	7	7%
神戸市交通局	26	25	26	25	100%	8	8	32%
<b>地下鉄3社局 小計</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>100%</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>12%</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>1,160</b>	<b>786</b>	<b>935</b>	<b>780</b>	<b>99%</b>	<b>260</b>	<b>207</b>	<b>26%</b>
<b>中小民鉄、路面電車等 小計</b>	<b>370</b>	<b>93</b>	<b>175</b>	<b>85</b>	<b>91%</b>	<b>92</b>	<b>38</b>	<b>41%</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>1,530</b>	<b>879</b>	<b>1,110</b>	<b>865</b>	<b>98%</b>	<b>352</b>	<b>245</b>	<b>28%</b>

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

令和4年度末 鉄軌道駅におけるトイレ設置状況

令和5年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日あたりの平均利用者が3千人以上の駅数	トイレを設置している駅数			車いす利用者対応型トイレを設置している駅数			移動円滑化基準第13条から第15条に適合するトイレを設置している駅数		
			うち3千人以上の駅数	3千人以上駅に対するトイレを設置している割合(%)		うち3千人以上の駅数	トイレを設置している3千人以上駅に対する割合(%)		うち3千人以上の駅数	トイレを設置している3千人以上駅に対する割合(%)	
JR東海	6	3	5	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
JR西日本	492	256	322	237	93%	250	229	97%	248	229	97%
<b>JR旅客会社2社 小計</b>	<b>498</b>	<b>259</b>	<b>327</b>	<b>240</b>	<b>93%</b>	<b>253</b>	<b>232</b>	<b>90%</b>	<b>251</b>	<b>232</b>	<b>97%</b>
近畿日本鉄道	181	118	172	117	99%	124	111	95%	114	110	94%
南海電気鉄道	100	58	99	58	100%	69	58	100%	65	57	98%
京阪電気鉄道	88	62	68	60	97%	64	58	97%	53	51	85%
阪急電鉄	87	87	87	87	100%	85	85	98%	78	78	90%
阪神電気鉄道	49	46	47	46	100%	46	46	100%	46	46	100%
<b>大手民鉄5社 小計</b>	<b>505</b>	<b>371</b>	<b>473</b>	<b>368</b>	<b>99%</b>	<b>388</b>	<b>358</b>	<b>96%</b>	<b>356</b>	<b>342</b>	<b>93%</b>
京都市交通局	31	31	31	31	100%	31	31	100%	24	24	77%
大阪市高速電気軌道 (南港ポートタウン線を除く)	100	100	100	100	100%	100	100	100%	100	100	100%
神戸市交通局	26	25	26	25	100%	26	25	100%	26	25	100%
<b>地下鉄3社局 小計</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>100%</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>100%</b>	<b>150</b>	<b>149</b>	<b>96%</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>1,160</b>	<b>786</b>	<b>957</b>	<b>764</b>	<b>97%</b>	<b>798</b>	<b>746</b>	<b>98%</b>	<b>757</b>	<b>723</b>	<b>95%</b>
<b>中小民鉄、路面電車等 小計</b>	<b>370</b>	<b>93</b>	<b>224</b>	<b>88</b>	<b>95%</b>	<b>162</b>	<b>86</b>	<b>98%</b>	<b>107</b>	<b>73</b>	<b>83%</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>1,530</b>	<b>879</b>	<b>1,181</b>	<b>852</b>	<b>97%</b>	<b>960</b>	<b>832</b>	<b>98%</b>	<b>864</b>	<b>796</b>	<b>93%</b>

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

令和4年度末 鉄軌道駅における案内設備等設置状況

令和5年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日あたりの平均利用者が3千人以上の駅数	移動円滑化基準第10条から第12条に適合する案内設備を設置している駅数		移動円滑化基準第17条に適合する身体障害者対応型券売機を設置している駅数		移動円滑化基準第19条に適合する拡幅改札口を設置している駅数		移動円滑化基準第20条第1項第6号から第8号に適合する転落防止のための設備を設置している駅数	
			うち3千人以上の駅数	うち3千人以上の駅数	うち3千人以上の駅数	うち3千人以上の駅数	うち3千人以上の駅数			
JR東海	6	3	3	3	4	3	6	3	6	3
JR西日本	492	256	216	209	249	197	440	254	340	240
<b>JR旅客会社2社 小計</b>	<b>498</b>	<b>259</b>	<b>219</b>	<b>212</b>	<b>253</b>	<b>200</b>	<b>446</b>	<b>257</b>	<b>346</b>	<b>243</b>
近畿日本鉄道	181	118	40	40	178	118	178	118	93	75
南海電気鉄道	100	58	60	54	73	54	99	58	46	37
京阪電気鉄道	88	62	61	58	87	62	72	62	36	33
阪急電鉄	87	87	86	86	87	87	87	87	80	80
阪神電気鉄道	49	46	46	46	47	46	47	46	15	15
<b>大手民鉄5社 小計</b>	<b>505</b>	<b>371</b>	<b>293</b>	<b>284</b>	<b>472</b>	<b>367</b>	<b>483</b>	<b>371</b>	<b>270</b>	<b>240</b>
京都市交通局	31	31	31	31	31	31	31	31	20	20
大阪市高速電気軌道 (南港ポートタウン線を除く)	100	100	43	43	100	100	100	100	63	63
神戸市交通局	26	25	26	25	26	25	26	25	14	14
<b>地下鉄 小計</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>100</b>	<b>99</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>157</b>	<b>156</b>	<b>97</b>	<b>97</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>1,160</b>	<b>786</b>	<b>612</b>	<b>595</b>	<b>882</b>	<b>723</b>	<b>1,086</b>	<b>784</b>	<b>713</b>	<b>580</b>
<b>中小民鉄、路面電車等 小計</b>	<b>370</b>	<b>93</b>	<b>82</b>	<b>55</b>	<b>164</b>	<b>85</b>	<b>199</b>	<b>90</b>	<b>170</b>	<b>76</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>1,530</b>	<b>879</b>	<b>694</b>	<b>650</b>	<b>1,046</b>	<b>808</b>	<b>1,285</b>	<b>874</b>	<b>883</b>	<b>656</b>

注)1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。